

会 議 録 (概要)

会議の名称	令和4年度第1回佐渡市個人情報保護制度審議会
開催日時	令和4年5月31日(火) 午後1時25分開会 午後2時45分閉会
場所	佐渡市役所 3階 大会議室
議題	個人情報業務の登録について
会議の公開・非公開	公開
出席者	<p><委員> 会長 中嶋羊一 副会長 藤井光 委員 永井恭子、名畑岐、矢島陽子、渡邊日出子、佐藤友典 <諮問案件担当課> 消防本部通信指令室 室長 山田勇人 市民課 主任 丹穂沙耶香 健康医療対策課 主任保健師 城野文佳 健康医療対策課 主事 三浦飛鳥 <事務局> 総務課 課長 甲斐由紀夫 総務課 調査員 若林昭宏、主任 長嶋麻紀、主事 庭崎友孝</p>
傍聴人の数	0人
備考	

会議の概要 (発言の要旨)	
発言者	議題・発言・結果等
消防本部	<p>開 会</p> <p>個人情報業務の登録について (1) 119番通報受信・システム登録に係る業務 (消防本部)</p> <p>【消防本部からの説明】 (配布資料に沿って説明)</p> <p>【質疑・意見】</p>

名畑委員	スマートフォン等で利用できるとのことだが、ガラケーからも利用できるのか。
消防本部	然り。申し込みで利用端末を確認する際において、ガラケーについては基本利用できる。タブレットでもフューチャーフォンからでも利用できる。
名畑委員	ガラケーでも同手続きの流れで利用できるのか。
消防本部	ガラケーの場合GPSが備わっていない機種もあるため、位置情報を自動で把握することができない可能性もあるが、その場合はチャットでやり取りをする。
佐藤委員	元々ある119番通報受信に関する業務に今回、Net 119 緊急通報システムを加えて、一体でカバーするという理解でよいか。
消防本部	既存で登録している119番通報受信について、今回、新たに加わるものがFAX、メールアドレス、血液型、常備薬、緊急連絡先を加えて、119番通報受信業務とその119番通報受信業務を実施するシステムへの登録というものを1つの業務として登録をするものである。
佐藤委員	登録票に同一実施機関の利用とあるが、こういったイメージなのか。
消防本部	佐渡市の場合であると署所が7拠点あるため、消防本部内が実施機関で拠点を含めて同一実施機関の利用となる。各拠点に出動する車両があり、受信内容を指令として流す部分で佐渡の消防本部内ということである。
佐藤委員	亡くなられた場合などの登録抹消はどのように情報管理されるのか。
消防本部	不要になった時点で適正に処分をしていく。もちろん申請があれば対応するが、申請がない部分でも、指令システムの中には、災害に対応するためにどうしても必要であるという場合に、世帯情報の検索をかけることは可能である。同手法で届出がないお亡くなりになった方でも対応ができる。
永井委員	個人情報業務登録票中「食生活の内容」と先ほどの「常備薬」につ

	<p>いて、都度変更が生じた際に変更されるのか。</p>
消防本部	<p>119番通報を受信した際に聴取する内容である。「食生活の内容」「常備薬」については、通報があった際に聴取する項目である。Net119緊急通報システム登録において取得する情報は、個人情報業務登録票（外部提供）でチェックをしている項目のみとなる。</p>
中嶋会長	<p>周知はどのように行っていくのか。</p>
消防本部	<p>6月10日発刊の市報が一番早い周知となる。そのほか、消防本部ホームページや障がい者手帳を保有している方、現在メール119に登録されている方について、郵送で直接パンフレットや申し込み書、要綱・規約などを送付させていただく。他にも補聴器を取り扱っている店舗などにもポスターを掲示して周知していこうと考えている。</p>
中嶋会長	<p>ほかにご意見がなければ、今回の案件について承認するという事でよいか。</p> <p>（異議なし）</p>
	<p>(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施業務（市民課・高齢福祉課）</p>
市民課	<p>【市民課からの説明】 （配布資料に沿って説明）</p>
名畑委員	<p>【質疑・意見】 マイナンバーカードとの連携はあるのか。</p>
市民課	<p>マイナンバーカードの中で管理ができる健康の情報としては、健康診断の情報と薬の情報をマイナンバーで見ることができているが、現時点ではマイナンバーを本事業と連携して事業は行っていない。KDBではマイナンバーに連携されていない介護保険の情報や病院にかかったレセプトデータなど広い範囲のデータを取り使っており、今のところはマイナンバーには紐付けされていない。</p>
佐藤委員	<p>法令に基づいて取得をすることだが、法令には利用範囲の規定がないという理解でよいか。</p>

市民課	然り。
佐藤委員	新潟県内と他の都道府県で同じ仕様のシステムなのか。
市民課	各都道府県に設置されている国保連合会の上に位置づけられる、中央会で作ったシステムであり、中央会のデータが各都道府県に分かれて各都道府県で管理をしていた。県外のデータの行き来ができるようにシステムが改修されていくものである。 (異議なし)
健康医療対策課	(3) 子どものむし歯予防事業 (健康医療対策課) 【健康医療対策課からの説明】 (配布資料に沿って説明) 【質疑・意見】
中嶋会長	2歳児全体のうち、保育園には100%通っているのか。
健康医療対策課	確かな情報は承知していないが、100%通っていることはない。お子さんが1～2歳は育休も取りやすい時期でもあるからと考える。
佐藤委員	個人情報業務登録票 (目的外利用) について、子ども若者課所管の歯科検診業務から対象者を抽出するために目的外利用をされる様式第1号で健康医療対策課が取得するという登録票であるということだが、ここには子ども若者課の業務は含まれていないという理解でよいか。
事務局	子ども若者課の業務については、「同一実施期間内での利用」に含まれるものとする。
事務局	子ども若者課で保有している健診結果を、保護者を經由せずに健康医療対策課が情報を取得するやり方であれば、それに対しての登録は必要ないと考える。2歳児の健診はないことから、保育園に行っていない人達がこのプログラムを利用したいということで自発的に申し込みをする必要があれば、登録票が必要であり、可能性があるのであれば登録しておけばよいと考える。

佐藤委員	子ども若者課から情報を取得しても、その人に案内を送って、申請して、取得するのは健康医療対策課であるから、そういう意味では登録票は必要だと考える。
健康医療対策課	本件は初めて試みる事業である。効果や事業体制をやっていく中で保育園の情報ではなく、違う方法で取得しやすくなることも考えられ、次回から切り替える可能性も含まれており、都度都度に審議ではなく、幅を持たせていただいた。
中嶋会長	ほかにご意見がなければ、今回の案件について承認するということでよいか。 (異議なし) 閉 会